

学校における保健と安全～学校保健安全法

◎ 学校における保健管理と安全管理・安全確保

<学校教育法 第12条>

学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

「保健に必要な措置」・・・「保健管理」と「安全管理」

「別に法律で定めるところにより」・・・「学校保健安全法」(学校保健法を改称、2009年4月施行)

☆改正のポイント

- ・学校の安全確保と事件・災害発生時の的確な対応を目的とした学校安全に関する事項の追加
- ・「伝染病」の呼称を「感染症」に変更
- ・学校保健に関する国・地方公共団体の責務および学校の設置者の責務の明確化

<学校保健安全法 第5条> “学校保健計画”の策定

「学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他の保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない」

<学校保健安全法 第27条> “学校安全計画”の策定

「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない」

◎ 保健管理

① 健康診断

<学校保健安全法 第11条>

翌学年の初めから学校に就学する就学予定者

・・・市町村(特別区を含む)の教育委員会による“就学時健康診断”の実施

<学校保健安全法 第13条・第14条>

学校が、児童生徒等に、毎学年定期におよび必要があるときは臨時に健康診断を実施

・・・結果に基づいて適切な措置をとらなければならない

<学校保健安全法 第15条・第16条>

学校の設置者が、教職員に、毎学年定期および必要があるときは臨時に健康診断を実施
…結果に基づいて適切な措置をとらなければならない

② 学校環境衛生の維持

<学校保健安全法 第6条①>

文部科学大臣：学校の環境衛生に係る事項について、「学校環境衛生基準」を規定

<学校保健安全法施行規則 第2条>

各学校：「学校環境衛生基準」に基づいて

…毎学年定期に“環境衛生検査”を実施、日常的な点検、環境衛生の維持・改善

③ 感染症の予防

☆ 感染症による“出席停止”

<学校保健安全法 第19条②>

校長は、「感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある幼児、
児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる」
…出席停止期間＝欠席・欠課とはならない

◎臨時休業

<学校保健安全法 第20条>

学校の設置者は、「感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を
行うことができる」…学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖など

◎感染症の種類

<学校保健安全法施行規則 第18条>

学校において予防すべき感染症の種類

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。次号及び第19条第1項第2号イにおいて「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。)
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱及び結核
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

◎ 安全確保・安全管理

…学校環境の安全管理、学校生活における安全管理、火災防止、性的暴行の被害防止等

- ①注意義務：
- 安全に配慮した適切な計画を行う義務
 - 適切な用具を選択し事前点検を行う義務
 - 児童・生徒に指導助言を行う義務
 - 立会・監視を行う義務
 - 適切な救助態勢を整え救護措置を行う義務
 - 事故報告を行う義務

②施設・設備の維持管理

＜学校保健安全法施行規則 第28条・第29条＞

学校においては、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の系統的な安全点検を每学期1回以上、必要があるときには臨時に、行わなければならないと定めている。また、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない

③安全確保

文部科学省「学校安全緊急アピール」(2004年1月20日)

＜学校保健安全法 第30条＞

児童生徒等の安全確保のため、保護者、警察署その他の関係機関や地域の関係団体、住民その他の関係者との連携を図るよう努めることとする規定を新設

④危機管理

文部科学省「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」(2002年12月作成・配布)

＜学校保健安全法 第29条①・③＞

各学校で、事故、加害行為、災害等の発生時において職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた「危険等発生時対処要領」を作成することを規定

→危害が生じた場合、医療機関その他の関係機関と連携

…児童生徒等の心身の健康の回復のための支援